

四街道市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この団体は、四街道市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、国籍を問わず四街道市に住む市民同士や、姉妹都市等との相互交流を通じて、市および市民の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流を推進する機会の提供と意識の啓発
- (2) 国際交流に関する市事業の受託及びボランティア事業の推進
- (3) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (4) 協会会員の交流促進及び活動支援
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- (6) 前各号に付帯する一切の事業

(会員)

第4条 協会は、会員により構成する。

- (1) 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族又は団体とする。
- (2) 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長へ提出することとし、会長は入会申込書に不備がなければ原則として入会を認めなければならない。なお、会長は入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- (3) 会員は第15条に定める会費を納入しなければならない。
- (4) 会員は、任意に会長に退会届を提出し退会することができる。
- (5) 会員が、正当な理由なく2年以上会費を滞納し、かつ催告に応じない時、又は理事会において会員としてふさわしくないと認められた時、会長は当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、除名処分の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (6) 前2号の場合及び本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時、会員はその資格を喪失する。
- (7) 会員は、入会申込書に記載した本条第1号の区分、もしくは第15条の会費徴収上の区分を変更したい時は、その理由を明示して会長に届け出なければならない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 15人以内
- (4) 監事 2人

- 2 会長、副会長、理事及び監事は、理事会の議決により選任し、総会の承認を得るものとする。なお、会長及び副会長は、会員の中から選任するものとする。
- 3 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。なお、役員解任は総会の承認を得るものとする。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
- 4 役員は、任期の途中であってもその職務を継続しがたい相当の理由がある時は、会長に対し、その理由を明示して辞任を申し出ることができる。なお、会長については、その申し出先を副会長とする。
- 5 役員定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(任期)

第6条 役員任期は、選任された総会の終結の日から2年とする。ただし、任期終了までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。なお、役員は再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠によって就任した役員任期は、現任者又は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会長は、協会の代表として会務を統括し、各理事の担当事務を定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を行う。
- 3 理事は、第1項によって定められた担当事務を行うほか、理事会に出席し会務について協議する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第8条 役員は、無給とする。

(顧問)

第9条 協会に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、四街道市長の職にある者及び協会の業務に関し功績のあった者の中から会長が推薦し理事会で同意を得た者とする。
- 3 顧問は、協会の業務に関し特に重要と認める事項について自ら又はその代理人をして、理事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は、決議機関であって年1回以上会長がこれを招集することとし、その種類は、定期総会及び臨時総会の2種とする。臨時総会は、会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつ

た時、その請求が事務局に届いた日から 30 日以内に開催するものとする。なお、本項における会員とは、総会開催月の属する会計年度の前年度末において会員資格を有する者であつて且つ会費の未納がない者とする。

- 2 総会の成立には、会員の過半数の出席（本条第 8 項の委任状及び電磁的方法による出席者を含む）を要することとする。なお、本項における会員については、前項の規定を準用する。
- 3 総会において決議又は承認する事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 法人格の取得を伴う組織変更
 - (7) 合併
 - (8) 解散
 - (9) 清算人の選任
 - (10) 残余財産の帰属
 - (11) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 総会の招集については、会長が、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。
- 5 総会において決議又は承認する事項は、前項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 6 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。
- 7 総会において決議又は承認する事項の成立については、出席会員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この方法により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会における議決権については、以下のとおりとする。
 - (1) 個人会員 各自 1 個の議決権を有する。
 - (2) 家族会員 各家族について 1 個の議決権を有する。議決権を行使できるのは、原則として入会申込書の氏名欄に記載された者のみとし、これ以外の家族に議決権を行使させる場合には、事前に書面もしくは電磁的方法で会長にその旨を届け出なければならない。
 - (3) 団体会員 各団体について 1 個の議決権を有する。議決権を行使できるのは、学校にあつては学校長、企業にあつては代表取締役(本店が会員の場合)もしくは支店長(支店が会員の場合)等原則としてその組織を対

外的に代表する資格を有する者のみとし、これ以外の者に議決権を行使させる場合には、事前に書面もしくは電磁的方法で会長にその旨を届け出なければならない。

- 10 総会で決議又は承認する事項について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 11 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による議決権行使者又は議決権行使委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 12 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会)

第11条 理事会は、前条第3項に掲げる事項及び協会の運営に関する重要な事項を決議する。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。会長は、必要と認める時は、事務局長その他の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 理事会は、会長が必要と認める時、又は理事の総数の4分の1以上もしくは監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時は、速やかに会長が招集する。理事会の招集の方法については第10条第4項を、議決事項については同条第5項をそれぞれ準用する。
- 5 理事会は、会長、副会長及び理事の総数の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 理事会構成員の議決権は、平等なるものとする。
- 8 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事会構成員については、第10条第8項を準用する。
- 9 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事については、第10条第10項を準用する。
- 10 理事会の議事録については第10条第11項を、議事録署名人については、第10条第12項をそれぞれ準用する。

(事業部会)

第12条 協会は、国際交流に関する事業活動の運営に当たるため、次の部会を置く。

- (1) 交流部会
- (2) 姉妹都市部会

- (3) 日本語学習部会
 - (4) 通訳・語学研修部会
 - 2 部会には、部会長を置く。
 - 3 部会長は必要に応じ、業務を補佐するため、副部会長以下の部会役員を置くことができる。
 - 4 新たに部会を設置もしくは改廃する場合には、理事会において決定し、総会で報告する。
 - 5 部会の活動方針、主な活動内容等については、必要に応じて部会ごとに内規を設け、そこに明示する。
 - 6 会長は、各部会の連携を図るため、部会長会議を必要に応じて開催することができる。
- (経費)

第13条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
 - (2) 補助金・負担金
 - (3) 寄付金品
 - (4) その他の収入
- (会計年度)

第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 協会の会員は、以下の種別に従い、年会費として次の金額を納めるものとする。なお、以下の種別は会費徴収上の区分であり、第4条第1号にいう個人は以下の(1)と(3)を、同じく家族は以下の(2)を、団体は以下の(4)～(6)を指すものとする。

- (1) 個人会員 年額 一口 2,000円
 - (2) 家族会員 年額 一口 3,000円
 - (3) 学生会員 年額 一口 1,000円
 - (4) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円
 - (5) 市内小・中学校会員 一口 3,000円
 - (6) 市内高等学校会員 一口 5,000円
- 2 納入済みの会費は、返還しないものとする。
 - 3 学生会員とは、高校以上の学校に在籍する会員を指すものとする。

(事務局及び国際交流センター)

第16条 協会の事務を処理するため、事務局を設置するとともに、相談業務や情報交換の場として、国際交流センターを設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。
- 4 事務局職員は、協会の広報業務、会計、部会間の調整およびその他の事務処理を行う。

5 国際交流センターには、ボランティアスタッフを置く。

6 事務局及び国際交流センターは、四街道市鹿渡2001番地10号 四街道市役所第二庁舎1階シティセールス推進課分室に置く。

(個人情報の取り扱い)

第17条 当協会で取り扱う個人情報は、協会内部での使用に限り、外部に流出することのないよう厳重に取り扱わなければならない。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、役員等との協議の上、会長が定める。

附 則 1

この会則は、平成23年7月9日から施行する。

附 則 2

この規約は、平成24年5月12日から施行する。

附 則 3

この規約は、平成26年5月17日から施行する。

附 則 4

この規約は、平成27年5月16日から施行する。

附 則 5

この規約は、平成28年5月28日から施行する。

附 則 6

この規約は、平成29年5月27日から施行する。